〃	ス第25～44号	〃	〃	〃
〃	ス第25～45号	〃	〃	〃
〃	ス第25～46号	〃	〃	〃
〃	ス第25～47号	〃	〃	〃
〃	ス第25～48号	〃	〃	〃
〃	ス第25～49号	〃	株式会社ニチボウ	東京都品川区東五反田一丁目９番５号
〃	ス第25～50号	〃	〃	〃
ＧＰ型３級受信機	受第25～11号	〃	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
消防用ホース	コ第25～10号	25. 5.28	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第25～９号	〃	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
〃	感第25～10号	〃	〃	〃
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第25～11号	〃	〃	〃
〃	感第25～12号	〃	〃	〃
差動式スポット型感知器（試験機能付）	感第25～13号	〃	〃	〃
〃	感第25～14号	〃	〃	〃
光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)	感第25～15号	〃	〃	〃
熱アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第25～16号	〃	〃	〃
流水検知装置	流第25～４号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	流第25～５号	〃	〃	〃
〃	流第25～６号	〃	〃	〃
〃	流第25～７号	〃	〃	〃
〃	流第25～８号	〃	株式会社立売堀製作所	滋賀県長浜市湖北町小倉280番地
小型消火器	消㊁第25～３号	25. 6. 4	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消第25～11号	〃	〃	〃
〃	消第25～12号	〃	〃	〃
〃	消第25～13号	〃	〃	〃
差込式結合金具	差第25～７号	25. 6. 7	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番１号
消防用ホース	ホ第25～２号	〃	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
〃	ホ第25～３号	〃	〃	〃
Ｐ型１級受信機（蓄積式）	受第25～９号	25. 6.11	日信防災株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
Ｐ型１級受信機（蓄積式及び自動試験機能付）	受第25～10号	〃	〃	〃
Ｐ型１級受信機（蓄積式）	受第25～12号	〃	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋一丁目５番10号
流水検知装置	流第23～10～２号	〃	アイエススプリンクラー株式会社	和歌山県橋本市隅田町山内1691番地の５
〃	流第23～11～２号	〃	〃	〃
〃	流第23～12～２号	〃	〃	〃
Ｐ型１級発信機	発第25～１号	25. 6.17	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
〃	発第25～２号	〃	〃	〃
〃	発第25～３号	〃	〃	〃
差込式結合金具	差第25～６号	〃	株式会社丸共ユニオン	長野県岡谷市湖畔二丁目12番５号
消防用ホース	ロ第24～34～１号	25. 6.20	芦森工業株式会社	大阪府大阪市西区北堀江三丁目10番18号
〃	ロ第24～35～１号	〃	〃	〃
〃	ロ第25～11号	〃	〃	〃
〃	ロ第25～12号	〃	〃	〃
〃	ロ第25～13号	〃	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目５番13号
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第25～51号	〃	斎久工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目６番２号
〃	ス第25～52号	〃	〃	〃
〃	ス第25～53号	〃	〃	〃
光電式スポット型感知器	感第25～17号	25. 6.24	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南四丁目７番３号
流水検知装置	流第16～11～１号	25. 6.28	株式会社立売堀製作所	滋賀県長浜市湖北町小倉280番地
消防用ホース	ロ第25～14号	〃	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番１号

○法務省告示第二百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日　　法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

開成鉄筋株式会社	千葉県佐倉市上志津千六百七十三番地三十一	鉄筋施工
株式会社木村工業	東京都八王子市宇津木町八百九十五番一	型枠施工
株式会社友輪技研	東京都西多摩郡日の出町大字平井六百四十六番地	型枠施工

○法務省告示第二百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日　　法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社中央工建	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二百番地七	鉄筋施工